

11月審査会だより

審査会研修会、専門会議などから全国的に取り扱いが決まった事例など紹介いたします。

1. 動脈血酸素飽和度の算定について

呼吸不全、循環不全、又は術後の患者以外であって、次の取り扱い例は原則として認められる。

- 気管支喘息 ○気管支拡張症、肺気腫慢性気管支炎 ○老人性肺炎
- 酸素吸入を行う必要がある者、酸素吸入を現に行っている者、酸素吸入がない場合でも、呼吸不全、循環不全の状態。

2. 先発医薬品と後発医薬品の適応症の異なる場合の注意事項について

院外処方に限って、先発品にあつて後発品にない場合でも、後発品は適応とされています。例えば常染色体慢性多発性腎嚢胞症の進行抑制。

先発のサムスカ OD錠 7.5 mg、15 mg、30 mg

後発品のトルバプタン OD錠 7.5 mg、15 mg

ただし、院内処方では認められません。過去に厚生労働省から通達が出ています。

3. 月刊基金10月号に紙レセプト等の削減に向けた支払基金の取り組みが掲載されていますので、よろしく御拝読お願い申し上げます。オンライン請求での医療機関が9割になりました。オンライン請求システムの移行にご協力ください。また、支払基金ホームページをご活用ください。

4. ベンズブロマロンは、適応傷病名と次の傷病名がある場合、原則として認められないとしているが、医師の判断で使用されることがあるとしている。

- 肝不全 ○非代償性肝硬変症 ○腎障害 ○腎不全

5. 小柴胡湯エキスの算定について

適応傷病名と次の傷病名等がある患者に対する小柴胡湯エキスの算定は認められない。

- 肝硬変症 ○肝癌 ○インターフェロン製剤投与中の患者

6. TRAb（甲状腺機能低下症疑い）の算定について

疑いでは、TRAb検査の医学的有用性は低く、自己免疫疾患を疑う場合は、本検査が必要となることはある。TSHレセプター抗体（TRAb）は、バセドウ病の疾患マーカーとして利用されている。

7. 硝酸イソソルビド（内服薬・外用薬）の算定について

次の傷病名に対する本剤の算定について原則として認められない。

○不整脈 ○心房細動 ○上室性期外収縮

8. A群β溶連菌迅速試験定性の算定について

本検査の算定は、1エピソード（1発症）につき1回まで認められる。なお、治療判定目的での当該検査の算定は、原則として認められない。

9. 吸入ステロイド剤等の算定がない場合のサルメテロールキシナホ酸塩の算定について

原則として認められない。吸入ステロイド剤等により症状改善が得られない場合、あるいは患者の重症度から吸入ステロイド剤等との併用による治療が適切と判断された場合のみ、本剤と吸入ステロイド等を併用して、使用することとされている。また本剤を単独で用いることのないように、患者に注意を与えることと示されている。

10. リンゲル液（画像診断時）の算定について

単なるルート確保を目的とした、画像診断時のリンゲル液の算定は原則認められない。